

国自貨第245号の2
国自安第54号の2
国自旅第71号の2
令和7年8月7日

一般社団法人全国霊柩自動車協会会長 殿

物流・自動車局長
(公印省略)

事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における
輸送の安全に関する業務の管理の受委託について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達しましたので、了知いただくとともに、貴会傘下会員（地方実施機関）に対し周知方お願いいたします。



国自貨第 2 4 5 号
国自安第 5 4 号
国自旅第 7 1 号
令和 7 年 8 月 7 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長
(公 印 省 略)

事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における
輸送の安全に関する業務の管理の受委託について

みだしのことについては、別紙の許可基準等により、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「運送法」という。）第 35 条及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号。以下「トラック法」という。）第 29 条による許可事務を行うこととするので、遺漏のないように取り計らわれない。

1. 用語の定義

本通達において使用する用語は、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号。以下「運輸規則」という。）、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号。以下「輸送安全規則」という。）及び対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和 5 年国土交通省告示第 266 号。以下「点呼告示」という。）において使用する用語の例による。

2. 受委託の範囲

本通達において定める受委託の対象となる業務の範囲は、運輸規則第 24 条及び輸送安全規則第 7 条に規定する業務のうち、点呼告示第 7 条第 8 号に基づき、事業者間の遠隔点呼（以下「事業者間遠隔点呼」という。）を行う運行管理者等の属する自動車運送事業者（以下「受託事業者」という。）及び事業者間遠隔点呼を受ける運転者等の属する自動車運送事業者（以下「委託事業者」という。）が締結する契約に基づいて決定した業務とする。

3. 受委託の要件

（1）委託事業者及び受託事業者

委託事業者及び受託事業者は、一般旅客自動車運送事業者又は一般貨物自動車運送事業者等若しくは特定第二種貨物利用運送事業者であり、かつ、点呼告示第 5 条の機能の要件を満たす遠隔点呼機器を有する自動車運送事業者であることとする。

また、受託事業者は委託事業者と同一の事業及び種別であることとし、受委託の許可は営業所単位で行うこととする。

（2）受委託に係る条件

ア 委託事業者及び受託事業者は、点呼告示で規定される事項を遵守すること。

イ 委託事業者及び受託事業者は、事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の委託受託契約書等について、事前に協議の上で定めること。

ウ 事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の委託受託契約書等を取決めがない事象が生じた場合又は委託される業務内容に変更が生じた場合においては、委託事業者及び受託事業者間において協議の上、対応を決定すること。

エ 委託事業者及び受託事業者は、事業者間遠隔点呼を受ける運転者等に係る個人情報の取扱いについて双方で同意を得ること。

オ 委託事業者及び受託事業者は、あらかじめ、事業者間遠隔点呼実施者と被事業者間遠隔点呼実施者の属する営業所の運行管理者等との間で連絡先を共有し、常時連絡できる体制を整えること。

カ 上記に係る連絡体制については冗長性を持たせるものとし、かつ、緊急時の連絡方法等についてあらかじめ定めておくこと。

キ 委託事業者は、受託事業者に対し、事業者間遠隔点呼が適切に行われているか定期的に調査するとともに、是正すべき事項がある場合は、受託事業者に必要な事項を申し入れるなど適切に業務管理をすること。

ク 受託事業者は、委託事業者が行う調査・管理について協力するとともに、上記調査によらず受託事業者において是正すべき事項が明らかとなった場合には、受託事業者は当該事項について委託事業者に報告すること。

4. 個人情報の取扱いに係る留意事項

委託事業者及び受託事業者は、事業者間遠隔点呼を受ける運転者等に係る個人情報について、第三者に漏洩しないよう厳格に管理する、目的外に使用しないなど厳正に取り扱わなければならない。

5. 事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の報酬

事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の報酬については、本通達の管理の受委託に係る諸経費が含まれ、委託事業者と受託事業者との間において合意したものであり、事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の報酬の算出の方法、基準及び支払方法・支払期限が明確にされていること。

また、業務量又は諸経費の増加又は減少を伴う事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の受委託内容の変更が行われた場合は、管理の報酬を増額又は減額するものとし、その算出の方法等についても明確にされていること。

6. 行政上の責任

事業者間遠隔点呼の実施違反、記録違反等の違反行為に対する運送法第40条第1号及びトラック法第33条第1号に規定する行政処分は、個別具体的な事例に応じ、受託営業所又は委託営業所を対象とする。具体的には、次の例のとおりである。

ア 事業者間遠隔点呼を行うべき運行管理者等が正当な理由なく事業者間遠隔点呼を実施しなかった場合、点呼の実施記録に係る記載事項の不備があった場合などは、受託営業所が行政処分の対象となる。

イ 事業者間遠隔点呼を受けるべき運転者等が事業者間遠隔点呼を受けずに運行した場合、委託営業所が点呼告示又は本通達で定められた書類又は情報等を提出しないなどの場合は、委託営業所が行政処分の対象となる。

なお、事業者間遠隔点呼について、受託営業所の責任が問われる場合にあっては、受託営業所において事業者間遠隔点呼に係る違反が一定期間行われ

ていたと認められるときには、9.(2)イに基づき、許可条件違反とする余地があり得ることに留意すること。

また、委託営業所及び受託事業所が二以上の地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の管轄区域にわたる場合にあっては、監査を実施する場合及び違反行為等が認められた場合には、上記営業所を管轄する地方運輸局間において緊密に連絡を取り合うこと。

7. 事業者間遠隔点呼の業務に係る管理の受委託契約の終了

(1) 契約終了の要件

委託事業者及び受託事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合においては、事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の受委託契約を速やかに終了しなければならない。

ア 受託営業所が事業者間遠隔点呼を適切に行っていないことが判明し、3.(2)キに基づく申し入れ等によっても不適切な事業者間遠隔点呼が是正されないとき。

イ 委託営業所又は受託営業所のいずれかが、運送法第40条又はトラック法第33条に基づく許可の取消し又は事業の停止処分を受けたとき。

(2) 国による取消し

各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長は、委託事業者及び受託事業者が、事業者間遠隔点呼の業務に係る管理の受委託の許可に関し、(1)に掲げるいずれかに該当する場合において、合理的な期間内に契約を終わらせないとき又は申請に係る管理の委託受託契約書若しくは管理の実施方法の細目に記載した内容に違反した場合は、当該許可を取り消すことができる。

8. 許可申請等

(1) 開始申請

ア 事業者間遠隔点呼を行おうとする委託事業者及び受託事業者は、事業者間遠隔点呼を行う2か月前までに、管轄の運輸監理部又は運輸支局（沖縄総合事務局にあっては、陸運事務所。なお、管轄する運輸監理部又は運輸支局が二以上にまたがる場合は、受託営業所を管轄する運輸監理部又は運輸支局。以下同じ。）を経由して管轄の地方運輸局に対し、別添1の事業者間遠隔点呼に係る業務の管理受委託許可申請書に、次の書類を添付し申請することとする。

- ① 事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の委託受託契約書の写し
- ② 事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の実施方法の細目を記載した書類
- ③ 自己点検表

イ 地方運輸局並びに運輸監理部若しくは運輸支局は、申請に際して、委託事業者又は受託事業者に対し、許可審査事務のため資料の提示等を求めることができる。

ウ 許可申請に対する標準処理期間は2か月間とする。

(2) 変更届出

委託事業者及び受託事業者は、(1)により許可を受けた事項のうち、次に掲げる事項について変更が生じたときは、15日以内に、管轄の運輸監理部又は運輸支局を経由して管轄の地方運輸局に対し、別添2の事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の受委託事項変更届出書により届出を行うこととする。

ア 委託事業者の氏名、名称若しくは住所又は委託営業所の名称又は所在地

イ 受託事業者の氏名、名称若しくは住所又は受託営業所の名称又は所在地

ウ 事業者間遠隔点呼を行う場所若しくは住所又は使用する遠隔点呼機器の名称

エ 委託営業所又は受託営業所の運行管理者・補助者数、運転者等数、保有車両台数

(3) 終了届出

委託事業者及び受託事業者は、許可期間満了前に事業者間遠隔点呼の業務に係る管理の受委託契約を終了したときは、15日以内に、管轄の運輸監理部又は運輸支局を経由して管轄の地方運輸局に対し、別添3の事業者間遠隔点呼に係る業務の管理受委託終了届出書により届出を行うこととする。

9. 許可書及び許可状況の管理等

(1) 許可書の様式

許可書の様式は、別添4のとおりとする。

(2) 許可条件の付記

各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長は、本通達の事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の受委託に係る許可を行う際には、次に掲げる条件を付すほか、当該管理の受委託の期間に応じた期限を付すとともに、必要に応じてその他の条件を付すものとする。

ア 7.(1)に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、別添3の事業者間遠隔点呼に係る業務の管理受委託終了届出書を管轄する運輸監理部又は運輸支局に提出すること。

イ 委託事業者は、受託事業者が委託に係る業務を適切に行っているか、定期的に調査・管理すること。

ウ 受託事業者及び委託事業者は、当該許可に係る業務に関し、申請に係る事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の委託受託契約書及び事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の委託受託契約書及び事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の委託受託契約書及び事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の委託受託契約書

係る業務の管理の実施方法の細目に記載した内容を遵守すること。

エ 国土交通大臣又は地方運輸局長が、法令に基づき命令を発したときは、委託事業者は、その実施につきその責に任じるとともに、受託事業者はこれに全面的に協力すること。

(3) 許可状況の管理

地方運輸局は、別添 5 の様式の台帳をもって、事業者間遠隔点呼の実施に係る業務の管理の受委託の許可状況の管理を行うこと。

(4) 許可期間

事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の受委託の許可期間は最長 5 年間とし、その更新に当たっても同様とすること。なお、更新の申請は、許可期間の終了する 2 か月前までにこれを行うよう指導すること。

10. 地方運輸局による指導

(1) 地方運輸局は、本通達の事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の受委託の許可を受けた事業者間遠隔点呼が的確に行われるよう、旅客自動車運送適正化事業実施機関及び地方貨物自動車運送適正化事業実施機関等と連携の上、当該許可を受けた受託営業所及び委託営業所の実態把握及び指導に努めるなど事後チェックを徹底すること。

(2) 地方運輸局は、事業者間遠隔点呼を実施しようとしている営業所に対し、点呼告示第 7 条第 8 号及び本通達に定める契約を締結の上、事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の受委託の許可を取得するよう指導すること。

附 則（令和 7 年 8 月 7 日付け国自貨第 245 号、国自安第 54 号、国自旅第 71 号）
この通達は、令和 7 年 8 月 7 日から施行する。